

2024年の診療報酬の改定により、今まで生活習慣病（高血圧、脂質異常症、糖尿病）の診療に対して算定されていた「特定疾患療養管理料」が廃止されました。それに伴い当院では、厚生労働省の指示に従い、より総合的な診療を行うことが必要とされる「生活習慣病管理料II」を算定することと致しました。

個別の設定目標や血圧、体重、食事、運動に関する具体的な指導内容を記載した療養計画書を作成し、これを利用することで患者さんと達成目標を共有し、より良い治療を目指します。

ご協力の程よろしくお願い致します。

★対象となる患者様

高血圧、脂質異常症（高コレステロール血症を含む）、糖尿病で通院中の方（インスリン注射の方はこれに該当しません）

★療養計画書

初回の療養計画書を作成した際に、署名（サイン）を頂きます。

※窓口負担は、患者様の負担に若干の変動がありますのでご了承下さい。